

第101回 定時株主総会招集ご通知



日時

平成30年6月22日(金曜日)

午前10時(受付開始 午前9時)



場所

大阪市北区天満橋一丁目8番50号
帝国ホテル大阪 3階 エンパイアルーム

※末尾の「第101回 定時株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。

昨年と会場が変わりましたので、ご注意ください。

第1号議案 剰余金の処分の件



議案

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案

取締役(社外取締役を除く)
に対する譲渡制限付株式の
付与のための報酬決定の件



株主の 皆さまへ



代表取締役 社長執行役員

西村 元延

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

第101回定時株主総会を平成30年6月22日（金曜日）に開催するにあたり、ここに招集ご通知をお届けいたします。

また、平成30年3月期の概況と取り組みにつきましては、招集ご通知および同封の株主通信においてご報告申し上げますので、ご高覧ください。

当社は、おかげさまで平成29年12月23日をもちまして、創業90周年を迎えました。

マンドムグループは「人間系」という考え方を根幹に据えた企業理念と未来志向の新しい「夢」である「ビジョン」のもと、人間の感性を大切に商品やサービスをご提供し続け、次の100周年、さらに先の未来において社会で必要とされ続ける企業を目指し、一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続きこれまでと変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成30年5月

招集ご通知	5
-------	---

株主総会参考書類	7
----------	---

事業報告	27
------	----

1. 企業集団の現況に関する事項	27
------------------	----

2. 当社の株式に関する事項	38
----------------	----

3. 当社の会社役員に関する事項	39
------------------	----

4. 会計監査人に関する事項	43
----------------	----

5. 株式会社の支配に関する基本方針	44
--------------------	----

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針	44
---------------------	----

連結計算書類・計算書類	47
-------------	----

監査報告書	51
-------	----

社会のなかで、 存在価値のある企業となるために自ら進化

理念体系と VISION2027

■ 理念体系

MANDOM MISSION

Human to Human

私たちマンドムは、健康と清潔と美を通じて、奔放に大胆に、
あなたの日常を発見と感動で満たす「人間系」企業です

MANDOM PRINCIPLES

生活者発・生活者着
チャレンジ・チェンジ・イノベーション
全員参画
社会との共存・共生・共創
人財主義

MANDOM SPIRIT

お役立ち 人間尊重 自由闊達

■ VISION2027

●2027 年ありたい姿

総合化粧品ではなく唯一無二の強みを持った化粧品会社

1. 「常に本物を提案する」会社
2. 「Global & Only One」な会社
3. 「Exciting & Excellent」な会社

●ビジョンスローガン

オンリーワンの強みを持った
グローバル 10 億人のお役立ち

●基本方針

1. アジアの成長を取り込んだ真のグローバルカンパニーへの進化
2. 男性事業のお役立ちの更なる深化と、女性事業における積極的投資および拡大
3. 本物を提供するストック型マンダムワールドづくり

●イメージ



証券コード 4917
平成30年5月31日

株 主 各 位

大阪府中央区十二軒町5番12号

株式会社マンドム

代表取締役
社長執行役員 西村元延

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます、平成30年6月21日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年6月22日（金曜日）午前10時
（なお、受付開始時間は、午前9時とさせていただきます。）
2. 場 所 大阪市北区天満橋一丁目8番50号
帝国ホテル大阪 3階 エンパイアルーム
（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「第101回 定時株主総会 会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第101期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第101期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月21日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、後記26頁の【インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて】をご高覧の上、平成30年6月21日（木曜日）午後5時30分までにご行使ください。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.mandom.co.jp/ir/src/stockholders.html>）に掲載いたしておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載いたしておりません。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役および会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

以 上

.....

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.mandom.co.jp/ir/src/stockholders.html>）に掲載させていただきます。

◎当日は、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆さまにおかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

議案および参考事項

第1号
議案

剰余金の処分の件

第101期の剰余金の処分につきましては、配当金による株主還元を優先的に実施することを剰余金の配当に関する基本方針としております。また、平成29年12月23日をもちまして、当社は創業90周年を迎えました。つきましては、株主の皆さまのご支援に感謝の意を表するため、普通配当24円50銭に記念配当10円を加え、当期の期末配当は1株につき34円50銭とさせていただきたいと存じます。

〈期末配当に関する事項〉

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金34円50銭
(普通配当24円50銭、記念配当10円) 総額1,612,982,467円50銭
(当社は、平成29年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の1株当たりの配当金は、株式分割後基準に換算すると、すでに実施しております中間配当金24円50銭とあわせまして59円となります。)
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年6月25日

第2号
議案

取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となります。つきましては、機動的な意思決定および効率的な業務執行を行うため1名減員し、取締役7名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、当社の取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針は、後記21頁をご参照ください。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	取締役会の出席回数および出席率
1	再任 にし むら ちと のぶ 西村 元延	代表取締役 社長執行役員	13回 / 13回(100%)
2	再任 こ しば しん いち ろう 小芝 信一郎	取締役 専務執行役員	13回 / 13回(100%)
3	再任 かめ だ やす あき 亀田 泰明	取締役 専務執行役員	10回 / 10回(100%) ※平成29年6月就任以降
4	再任 ひ び たけ し 日比 武志	取締役 常務執行役員	12回 / 13回(92%)
5	再任 きた むら たつ よし 北村 達芳	取締役	13回 / 13回(100%)
6	再任 なか じま さとし 中島 賢	社外取締役 独立役員	13回 / 13回(100%)
7	再任 なが お さとし 長尾 哲	社外取締役 独立役員	13回 / 13回(100%)

1 にし むらもと のぶ 西村 元延 (昭和26年1月9日生)

再任

略歴、当社における地位、担当

昭和52年4月 当社入社
昭和58年4月 当社東日本地区営業部長
昭和59年6月 当社取締役（現在に至る）
昭和62年6月 当社常務取締役
平成2年6月 当社代表取締役（現在に至る）
当社取締役副社長
平成7年6月 当社取締役社長
平成12年5月 PT MANDOM INDONESIA Tbk 監査役（現在に至る）
平成16年6月 当社社長執行役員（現在に至る）
平成20年4月 当社内部統制推進部（現 内部監査室）統括・担当
（平成27年6月まで）

重要な兼職の状況

PT MANDOM INDONESIA Tbk 監査役

取締役候補者とした理由

同氏は、平成7年に取締役社長に就任して以来、グループ経営の陣頭に立ち、適正に職務を執行し、着実に成果を上げ、その職責を十分に果たしております。今後も、最高経営責任者（代表取締役 社長執行役員）として、当社グループの成長・発展に寄与することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。



所有する当社の株式の数
1,435,900株

取締役会の出席回数および出席率
（平成30年3月期）
13回／13回（100%）

2 小 芝 信 一 郎 (昭和38年12月24日生)

再 任

招 集 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類
計 算 書 類

監 査 報 告 書

略歴、当社における地位、担当

昭和62年 4 月 当社入社
平成 5 年 7 月 SUNWA MARKETING CO.,LTD. 専務取締役
平成 9 年 5 月 ZHONGSHAN CITY RIDA FINE CHEMICAL CO.,LTD.
(現 ZHONGSHAN CITY RIDA COSMETICS CO.,LTD.) 経 理
平成14年 4 月 当社営業企画部長
平成20年 6 月 当社執行役員
平成25年 4 月 当社常務執行役員
平成26年 4 月 当社マーケティング統括
平成28年 6 月 当社取締役 (現在に至る)
平成30年 4 月 当社専務執行役員 (現在に至る)
当社海外事業統括 (現在に至る)
PT MANDOM INDONESIA Tbk 監査役会長 (現在に至る)

重要な兼職の状況

PT MANDOM INDONESIA Tbk 監査役会長

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり、海外グループ会社の経営者を歴任した後、当社の営業・マーケティングの各執行領域において、適正に職務を執行し、着実に成果を上げ、その職責を十分に果たしております。今後も、これらの経験を活かし、業務執行取締役として、当社グループの成長・発展に寄与することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。



所有する当社の株式の数
2,162株

取締役会の出席回数および出席率
(平成30年3月期)
13回／13回(100%)

3

かめ だ やす あき
亀田 泰明

(昭和36年11月1日生)

再任

略歴、当社における地位、担当

昭和59年4月 当社入社
平成20年4月 当社第一商品開発部（現 商品企画部）部長
平成21年4月 当社執行役員
平成24年4月 当社第一チェーンストア営業部、第二チェーンストア営業部、
流通開発部担当 兼 第二チェーンストア営業部長
平成26年4月 当社経営企画部（現 経営管理部）、
広報IR室（現 IR室）担当 兼 経営企画部長
平成27年4月 当社常務執行役員
当社経営企画統括（現在に至る）
平成29年4月 当社経営企画・財務、人事・リソース統括（現在に至る）
平成29年6月 当社取締役（現在に至る）
平成30年4月 当社専務執行役員（現在に至る）



所有する当社の株式の数
1,600株

取締役会の出席回数および出席率

(平成30年3月期)

10回／10回(100%)

※平成29年6月就任以降

取締役候補者とした理由

同氏は、当社の営業・マーケティング部門の要職を歴任し、着実に成果を上げ、担当した当社の各執行領域において、適正に職務を執行し、その職責を十分に果たしております。今後も、これらの経験を活かし、業務執行取締役として、当社グループの成長・発展に寄与することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

4 ひび たけし 日比 武志 (昭和35年4月16日生)

再任

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類、
計算書類

監査報告書

略歴、当社における地位、担当

昭和59年4月 当社入社
平成11年4月 MANDOM (MALAYSIA) SDN.BHD. 取締役社長
平成20年4月 PT MANDOM INDONESIA Tbk 常務取締役
平成23年4月 同社代表取締役社長
平成26年4月 当社執行役員
平成27年4月 当社常務執行役員（現在に至る）
平成28年4月 当社営業統括
平成28年6月 当社取締役（現在に至る）
平成29年4月 当社国内営業統括（現在に至る）

取締役候補者とした理由

同氏は、PT MANDOM INDONESIA Tbk 代表取締役社長をはじめ、海外グループ会社の経営者を歴任した後、当社の営業執行領域において、適正に職務を執行し、着実に成果を上げ、その職責を十分に果たしております。今後も、これらの経験を活かし、業務執行取締役として、当社グループの成長・発展に寄与することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。



所有する当社の株式の数
2,954株

取締役会の出席回数および出席率
(平成30年3月期)
12回／13回(92%)

5 北村 達芳 (昭和31年3月13日生)

再任

略歴、当社における地位、担当

昭和53年4月 当社入社
平成9年12月 MANDOM CORPORATION (SINGAPORE) PTE.LTD. 取締役社長
平成13年9月 当社国際事業部（現 第一海外事業部・第二海外事業部）部長
平成16年6月 当社執行役員
平成20年4月 PT MANDOM INDONESIA Tbk 代表取締役社長
平成23年6月 当社常務執行役員
当社生産・物流統括
平成26年4月 当社総務部、法務室統括・担当
当社人事部長
平成26年6月 当社取締役（現在に至る）
当社CS統括部（現 CSR推進部）統括・担当
平成27年4月 当社人事・リソース統括
平成28年4月 当社専務執行役員
PT MANDOM INDONESIA Tbk 取締役会長
平成29年4月 当社海外事業統括
PT MANDOM INDONESIA Tbk 監査役会長
平成30年4月 当社CSR推進部、内部監査室担当（現在に至る）



所有する当社の株式の数
55,400株

取締役会の出席回数および出席率
（平成30年3月期）
13回／13回（100%）

取締役候補者とした理由

同氏は、PT MANDOM INDONESIA Tbk 代表取締役社長を務めたほか、長年にわたり、海外グループ会社および担当した当社の各執行領域において、適正に職務を執行し、着実に成果を上げ、その職責を十分に果たしております。今後も、これらの経験を活かし、CSR推進部および内部監査室を担当する取締役として、当社グループの成長・発展に寄与することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

略歴、当社における地位、担当

昭和51年 4 月 大阪瓦斯株式会社入社
 平成12年 6 月 大阪ガスセキュリティサービス株式会社 取締役
 平成16年 6 月 大阪瓦斯株式会社 秘書部長
 平成19年 6 月 同社執行役員
 平成20年 6 月 同社常務執行役員
 平成20年 7 月 社団法人（現 一般社団法人）日本ガス協会 常務理事
 平成23年 4 月 株式会社オーグス総研 取締役会長
 平成25年 6 月 当社社外取締役（現在に至る）
 平成27年 8 月 株式会社京進 社外取締役
 平成27年11月 夢の街創造委員会株式会社 社外取締役（現在に至る）
 平成28年 4 月 大阪ガスリキッド株式会社 顧問
 平成28年 6 月 同社常勤監査役（現在に至る）

重要な兼職の状況

大阪ガスリキッド株式会社 常勤監査役
 夢の街創造委員会株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

同氏は、平成25年6月に当社社外取締役に就任以来、社外取締役としての職責を十分に果たしております。長年にわたり企業経営に携わるとともに、各種団体の理事等の要職を歴任した同氏の幅広い知識と優れた識見を当社の経営に反映させることが、コーポレートガバナンスの強化はもとより、グループ経営全般の質的向上に寄与することが期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者としてしました。



所有する当社の株式の数

1,000株

取締役会の出席回数および出席率

(平成30年3月期)

13回／13回(100%)

7

なが お
長尾さとし
哲 (昭和21年10月29日生)

再任

社外取締役

独立役員

略歴、当社における地位、担当

昭和44年 4 月 トヨタ自動車販売株式会社（現 トヨタ自動車株式会社）入社
平成 8 年 1 月 同社部長職
平成13年 1 月 株式会社ディーディーアイ（現 KDDI株式会社）入社
同社経営戦略本部長
平成13年 6 月 同社執行役員常務
平成15年 4 月 同社執行役員専務
平成15年 6 月 同社取締役
平成17年 6 月 同社代表取締役執行役員副社長（CFO）（平成22年6月まで）
平成19年 6 月 株式会社KDDIエボルバ 代表取締役会長（平成24年6月まで）
平成26年 6 月 当社社外取締役（現在に至る）

社外取締役候補者とした理由

同氏は、平成26年6月に当社社外取締役に就任以来、社外取締役としての職責を十分に果たしております。長年にわたりグローバルに事業展開する企業の経営に携わるとともに、経済団体の要職を歴任した同氏の幅広い知識と優れた識見を当社の経営に反映させることが、コーポレートガバナンスの強化はもとより、グループ経営全般の質的向上に寄与することが期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者としてしました。



所有する当社の株式の数
4,000株

取締役会の出席回数および出席率
(平成30年3月期)
13回／13回(100%)

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中島賢氏は、社外取締役候補者であります。
当社は、同氏を東京証券取引所が定める上場規程に基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員の指定を継続する予定であります。
なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
3. 当社は中島賢氏との間において、会社法第427条第1項および定款第24条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1,000万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。なお、同氏の選任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。
4. 長尾哲氏は、社外取締役候補者であります。
当社は、同氏を東京証券取引所が定める上場規程に基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員の指定を継続する予定であります。
なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 当社は長尾哲氏との間において、会社法第427条第1項および定款第24条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1,000万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。なお、同氏の選任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。
6. 社外取締役候補者の中島賢氏および長尾哲氏は、当社の「独立社外役員の独立性に関する基準」（後記23頁および24頁をご参照）を満たしております。
7. 当社は、平成29年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。所有する当社の株式の数は、株式分割後の株式数を基準に記載しております。

第3号
議案取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡
制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成18年6月23日開催の第89回定時株主総会において、年額4億5千万円以内（ただし、使用人としての職務を有する取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆さまとの一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給いたしたく存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額1億5千万円以内といたします。ただし、当該報酬額は、原則として、中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度5千万円以内での支給に相当すると考えております。また、今般、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入する本事業年度は、3事業年度を対象期間とする中期経営計画の2年目であることから、本事業年度において対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額1億円以内といたします。なお、中期経営計画の対象期間である3事業年度の途中で就任した対象取締役に対しては、その就任時点から中期経営計画の対象期間である3事業年度の最終年度の末日時点までの期間にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給することを想定しております。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。

なお、上記報酬額には、使用人としての職務を有する取締役の使用人分給与は含まないものといたしたく存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年39,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式

として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。)といたします。ただし、上記のとおり、譲渡制限付株式報酬制度に係る金銭報酬債権は、原則として、中期経営計画の対象期間である3事業年度の初年度に、3事業年度にわたる職務執行の対価に相当する額を一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度13,000株以内の付与になると考えております。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場第1部における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会で決定いたします。

また、これによる当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より35年間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任または退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、その他これに準ずるいずれの地位をも退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 業績目標による無償取得

当社は、連結売上高および連結営業利益率その他の当社の取締役会があらかじめ設定した業績目標の達成度合いに応じ、必要に応じて、本割当株式の全部または一部について、当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

(ご参考)

本議案が原案どおりに承認可決された場合には、取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の報酬制度を適用する予定であります。

以 上

■ コーポレートガバナンス ポリシー

グローバル社会と共存・共生・共創するマンドムグループの使命として、企業理念を具現化するため、「健全性と透明性の確保」を前提とした「効率性の追求」を通して、良質な利益を生み出すことにより、生活者・社会をはじめとしたステークホルダーとともに、持続的に健全なる発展を遂げる。

■ コーポレートガバナンス ガイドライン（抜粋）

（参考URL：https://www.mandom.co.jp/ir/src/g_guideline.pdf）

【原則3-1(iv)】

取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針

国籍、年齢、性別等を問わず、強い倫理観を有し、当社の企業理念体系に共鳴するとともに、多様な価値観を受入れ、アジアグローバルな舞台で期待される役割を果たすことができる人格・識見に優れた人材を選任・指名する方針としております。なお、個別の方針は以下のとおりであります。

〈1〉統括執行役員

経験・実績に基づく組織マネジメント力・業務執行力のもとより、チャレンジ精神と環境変化への適応力を備えた人材を選任する方針

〈2〉業務執行取締役

上記統括執行役員に関する方針に加え、取締役会構成員として必要な相互牽制・監督力およびグループ全体最適の視点からの意思決定参画力を備えた人材を指名する方針

〈3〉社外取締役

当社の独立性基準を満たすことはもとより、豊富な経営経験または経営に関する理論・学識を有し、客観的かつ株主視点でのモニタリング機能が担えるとともに、グローバル視点での有効なアドバイザリング機能が期待できる人材を指名する方針

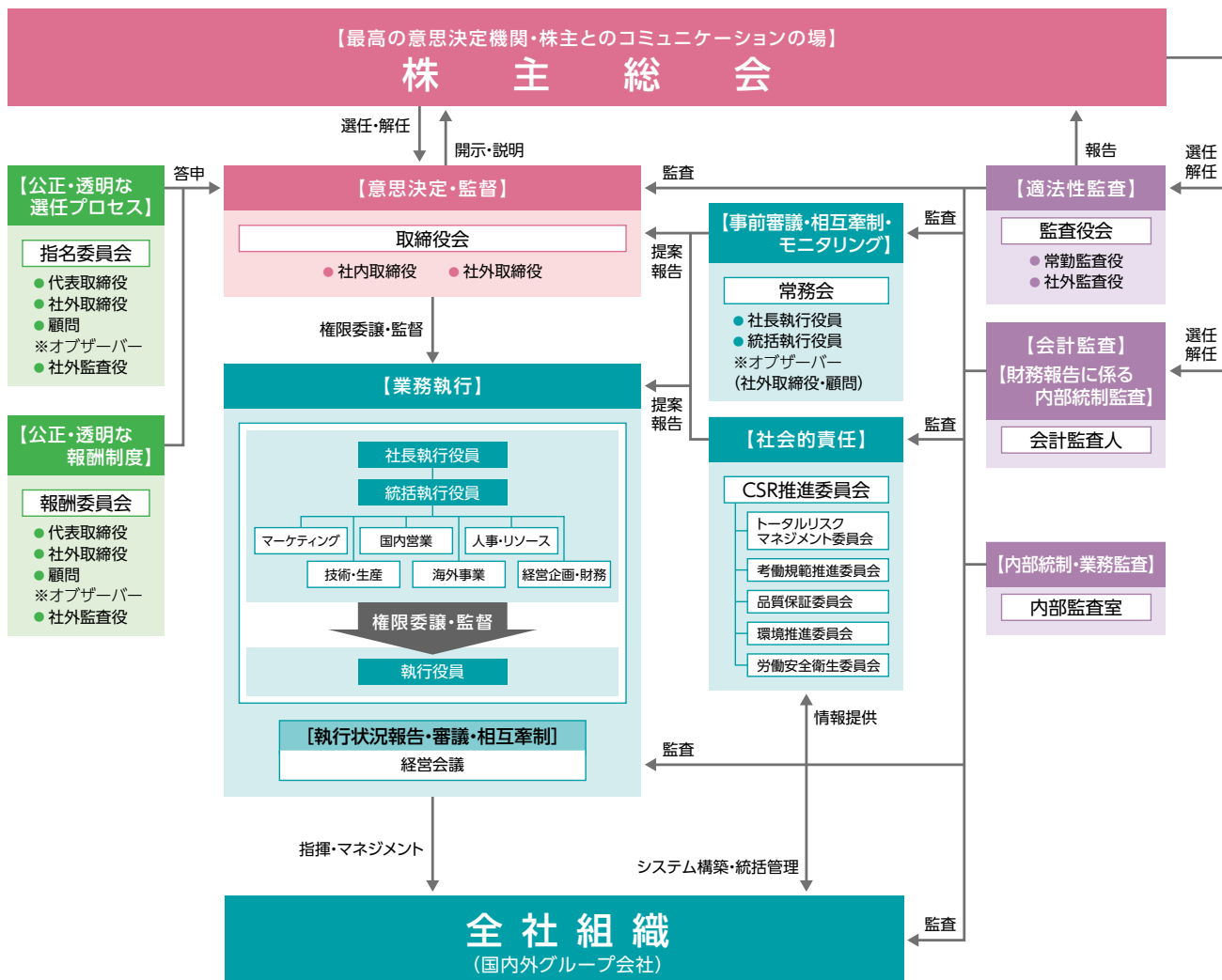
〈4〉監査役

経営経験・組織運営経験または企業財務・企業法務等に関する知見を有するとともに、経営陣に対して公正不偏な態度を貫けるなど企業統治の監査機能を担える人材を指名（社外監査役については当社の独立性基準を満たすことが前提）する方針

■ 企業統治の体制の概要

当社は、監査役会設置会社制度を採用し、監査役による厳格な適法性監査をコンプライアンス経営の基礎とした上で、複数名の社外取締役の招聘によりモニタリング機能・アドバイザリング機能を強化するとともに、統括・担当執行役員制度を採用し責任の明確化と権限委譲を行い積極的・機動的な業務執行が行えるシステムを構築することにより、「健全性と透明性の確保」を前提として適正に「効率性の追求」を行う体制を整備してまいります。また、当社では、任意の機関として、メンバーの半数以上が社外役員により構成される報酬委員会および指名委員会を設置しております。役員報酬および役員人事については、これらの委員会の答申を経て、答申内容を尊重した上で取締役会決議により決定することとしております。

なお、当社の企業統治体制の模式図は右記のとおりであります。



招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

〈ご参考〉

「独立社外役員の独立性に関する基準」

当社は、当社の独立社外役員（当社が独立社外役員として指定する社外取締役・社外監査役）の候補者を選定するにあたっての独立性に関する基準を下記のとおり定める。

記

会社法に基づく社外取締役・社外監査役の要件を各々満たすことはもとより、以下の各要件のすべてに該当しないことを当社の独立性基準充足の条件とする。

- 1 当社および当社の関係会社<※1>（以下総称して「当社グループ」という。）の業務執行者<※2>
- 2 当社グループを主要な取引先とする者<※3>またはその業務執行者<※2>
- 3 当社グループの主要な取引先<※4>またはその業務執行者<※2>
- 4 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接に保有する大株主またはその業務執行者<※2>
- 5 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接に保有する者またはその業務執行者<※2>
- 6 直前事業年度において、当社グループから、年間1,000万円以上の寄付を受けている者またはその法人その他団体に所属する者
- 7 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産<※5>を受けているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等（当該財産を得ている者が法人その他の団体である場合には当該団体に所属する者）
- 8 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- 9 当社グループの業務執行者<※2>が他の会社の社外役員に就任している場合の当該他の会社の業務執行者<※2>
- 10 過去において、上記 1 に該当したことがある者
- 11 過去1年間に、上記 2 ～ 9 のいずれかに該当したことがある者
- 12 以下に該当する者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を一にする者
 - ① 当社グループ各社の取締役、監査役および重要な業務執行者<※6>
 - ② 上記 2 ～ 5 および 9 に該当する者（業務執行者の場合にはそのうち重要な業務執行者<※6>に限る）
 - ③ 上記 6 に該当する「個人」および「法人その他の団体に所属する者のうち重要な業務執行者<※6>」

④ 上記 7 に該当する「個人」および「法人その他の団体に所属する有資格者および重要な業務執行者」^{<※6>}]

⑤ 上記 8 に該当する監査法人に所属する公認会計士および重要な業務執行者^{<※6>}

<※1> 関係会社：

会社計算規則第2条第3項第22号に定める関係会社

<※2> 業務執行者：

法人その他の団体の取締役（社外取締役を除く）、理事（外部理事を除く）、執行役、執行役員、業務を執行する社員または使用人等業務を執行する者

<※3> 当社グループを主要な取引先とする者：

- i) 当社グループに対して、製品または役務を提供する取引先グループ（「取引先および取引先の関係会社^{<※1>}」をいう。以下同じ。）であって、当該取引先グループの当社グループに対する製品または役務の直前事業年度または当事業年度の年間提供額が取引先グループの直前事業年度の連結売上高の2%を超える場合の取引先グループ
- ii) 当社の直前事業年度末日において当社グループに対して、取引先グループの直前事業年度末日における連結総資産の2%を超える金額の融資を行っている場合の取引先グループ

<※4> 当社グループの主要な取引先：

- i) 当社グループが製品または役務を提供している取引先グループであって、当社グループの当該取引先グループに対する製品または役務の直前事業年度または当事業年度の年間提供額が直前事業年度の当社グループの連結売上高の2%を超える場合の取引先グループ
- ii) 当社グループが取引先グループに対して、当社グループの直前事業年度末日における連結総資産の2%を超える融資を行っている場合の取引先グループ

<※5> 多額の金銭その他の財産：

個人の場合には、年間1,000万円以上に相当する金銭その他の財産とし、法人その他の団体の場合には、当該団体の年間総収入額の2%以上に相当する金銭その他の財産

<※6> 重要な業務執行者：

上記^{<※2>}の業務執行者のうち、上級管理職（部長クラス）以上の役職者

以 上

議決権の行使についてのご案内

議決権の行使には以下3つの方法がございます。

1

株主総会へ
出席する場合



議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

株主総会開催日時
平成30年6月22日(金)
午前10時

2

議決権行使書を
郵送する場合



この部分をお切り取りの上
はがき部分のみを郵送ください。

各議案への賛否を
表示の上投函

(お早めにご投函ください)

行使期限
平成30年6月21日(木)
午後5時30分 到着分まで

3

インターネット等による
議決権行使の場合



【議決権行使ウェブサイトURL】
<https://www.web54.net>

26ページを
ご参照ください

行使期限
平成30年6月21日(木)
午後5時30分まで

【インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ下記の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただけます。

【議決権行使ウェブサイトURL】 <https://www.web54.net>

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用になり、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成30年6月21日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
4. 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。
6. パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。また、パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内にしたがってお手続きください。なお、議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

【パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について】

1. 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明の場合は、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-652-031（午前9時～午後9時）

2. その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

<議決権行使に関する事項以外のご照会> ☎ 0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

【議決権電子行使プラットフォームのご利用について】

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以 上

1

▶ 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界経済の不確実性等の懸念がある中、企業収益や雇用環境の改善等を背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。また、当社海外グループの事業エリアであるアジア経済も、先行きの不確実性等あるものの、緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような経済状況のもと、当社グループは持続的な成長の実現に向け、「コア事業である男性事業の維持・拡大」「女性分野のさらなる強化」「インドネシアを中核にした海外事業の強化」に取り組みました。

売上高は、前期より40億35百万円増加し、813億86百万円（前期比5.2%増）となりました。男性事業の

「ギャツビー」ブランドが堅調に推移したことに加え、女性事業の「ビフェスタ」ブランドが好調に推移した結果、8期連続で過去最高売上高を更新しました。

利益面においては、増収効果等により、営業利益は、前期より8億40百万円増加し、84億57百万円（前期比11.0%増）、経常利益は、前期より10億80百万円増加し、92億64百万円（前期比13.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期より5億20百万円増加し、60億86百万円（前期比9.4%増）となりました。

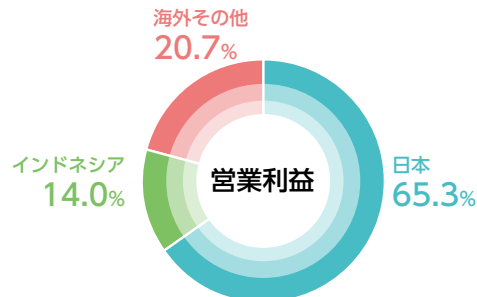
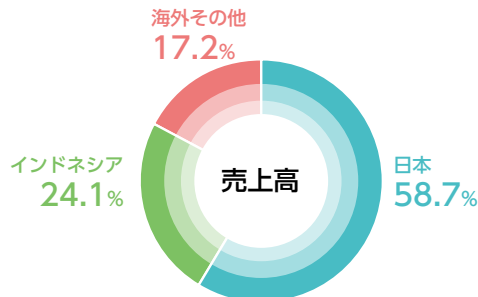
セグメントの業績は、次のとおりであります。（売上高は外部顧客への売上高を記載しております。）

▶ セグメント別の概況

(単位：百万円)

所在地別業績	売上高			営業利益		
	前期	当期	増減率	前期	当期	増減率
日本	45,945	47,739	3.9%	5,077	5,525	8.8%
インドネシア	18,323	19,616	7.1%	925	1,181	27.7%
海外その他	13,081	14,030	7.3%	1,614	1,750	8.4%

(ご参考)



日本

売上高

477億39百万円
前期比 3.9% 増 ↗

日本における売上高は477億39百万円（前期比3.9%増）となりました。これは主として、女性事業の「ビフェスタ」ブランドと「バリアリペア」ブランドの好調な推移によるものであります。利益面においては、主として、増収効果等により、営業利益は55億25百万円（前期比8.8%増）となりました。



(ご参考)「ビフェスタ」シリーズ



(ご参考)「バリアリペア」シリーズ

インドネシア

売上高

196億16百万円
前期比 7.1% 増 ↗

インドネシアにおける売上高は196億16百万円（前期比7.1%増）となりました。これは主として、インドネシア国内において「ギャツビー」ブランドが好調に推移したことによるものであります。利益面においては、主として、増収効果や効率的なマーケティング活動に伴う販売費の減少により、営業利益は11億81百万円（前期比27.7%増）となりました。

▶ 海外その他

売上高 **140億30百万円**
前期比 **7.3% 増** 

海外その他における売上高は140億30百万円（前期比7.3%増）となりました。これは主として、各国総じて概ね堅調に推移したことによるものであります。利益面においては、主として、販売費の増加があったものの増収効果により、営業利益は17億50百万円（前期比8.4%増）となりました。



（ご参考）「ギャツビー」シリーズ
（インドネシア・海外その他取扱商品）

② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は28億55百万円でありました。その主な内容は、当社およびインドネシア子会社における生産力増強のための設備投資であります。

③ 資金調達の状況

重要な資金調達はありません。

④ 対処すべき課題

■ 経営方針および経営環境

経済環境の先行きについては、市場環境がボーダレス化し、競争の激化や為替の乱高下等、事業環境は不透明な状況が続いております。

このような不確実性の高い、予測困難な経営環境のもと、当社グループでは、確実に起こり得る人口動態の変化等を踏まえながら、100周年を迎える2027年における「ありたい姿」として、VISION2027を策定いたしました。過去の積み上げにとらわれない未来志向の視点に立ったバックキャスト型で、「総合化粧品ではなく唯一無二の強みを持った化粧品会社」を目指してまいります。

また、このVISION2027実現のための最初の3ヵ年として、2018年3月期～2020年3月期中期経営計画を企業基盤整備期と位置付け、以下の経営基本方針と経営基本目標を策定し、計画達成を目指してまいります。

(経営基本方針)

1. カテゴリー戦略の推進とブランド価値向上の徹底
2. インドネシアを中核にした海外事業の成長性向上
3. グループオペレーション体制の構築と
単位あたり生産性の向上

(経営基本目標)

- ・連結売上高 900億円の達成
- ・連結営業利益率 10%の達成
- ・連結配当性向 40%以上の継続（※特別な要素を除く）

■ 当社グループの対処すべき課題

① 男性事業の維持・拡大と女性分野での事業強化

当社グループでは、事業の持続的成長を図る上で、売上高の6割を占め、収益を支える基盤でもあるコア事業の男性事業における維持・拡大はもとより、今後更に伸長させたいと考えている女性分野での事業展開の強化が重要であると認識しております。計画を達成するためにも、既存ブランド、カテゴリーの継続した育成強化に取り組むとともに、新規カテゴリー事業領域への注力も図ってまいります。

② グローバル人材育成強化

当社グループは、アジアを軸としたグローバル企業として成長し続けることを目指しております。その中で、事業を支える基盤としてグローバル人材の育成を課題と考え、理念教育の徹底を進めるとともに、コミュニケーション能力の向上のみならず、風土・習慣等、展開する各国における価値観の理解・深耕に取り組み、グローバル企業を支える基盤となりうる人材の育成を強化してまいります。

③ 安全性向上への取り組み強化

当社グループは、製造業として安全性を絶対条件とした生産性・経済性の追求を恒久的な課題と考え、前提となる安全性向上に向け、グループの各生産拠点において継続した改善活動に取り組んでまいります。

④ 社会貢献活動への対応強化

当社グループは、「社会との共存・共生・共創」を理念のひとつに掲げております。そして、CSRへの取り組みを課題とし、品質保証・環境対策の継続的な強化に加え、グループ全体で推進すべき社会貢献活動を実践できる体制づくりに取り組んでまいります。

⑤ 財産および損益の状況の推移

1. 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第98期 平成27年3月期	第99期 平成28年3月期	第100期 平成29年3月期	第101期 平成30年3月期
売 上 高 (百万円)	70,925	75,078	77,351	81,386
営 業 利 益 (百万円)	6,996	6,594	7,617	8,457
経 常 利 益 (百万円)	7,595	7,415	8,183	9,264
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,425	6,383	5,566	6,086
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	94.64	136.52	119.05	130.19
総 資 産 (百万円)	75,980	79,821	83,835	93,195
純 資 産 (百万円)	60,980	65,856	69,590	75,749
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	1,197.11	1,277.01	1,352.88	1,484.67

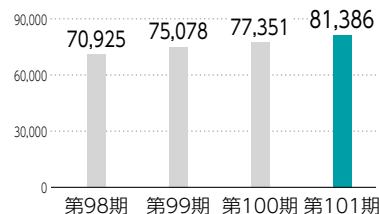
(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算定しております。

2. 当社は、平成29年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第98期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益を算定しております。

(ご参考)

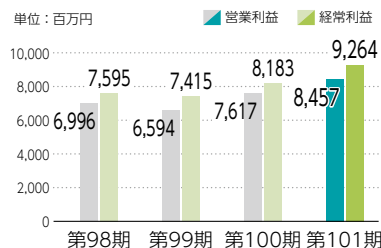
▶ 売上高

単位：百万円



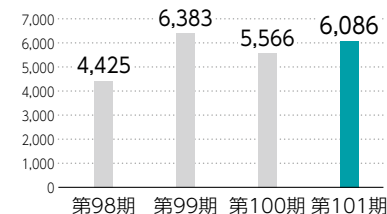
▶ 営業利益／経常利益

単位：百万円



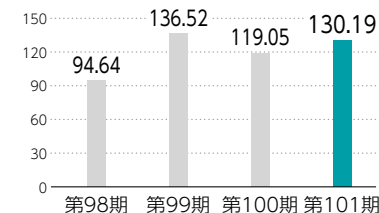
▶ 親会社株主に帰属する当期純利益

単位：百万円



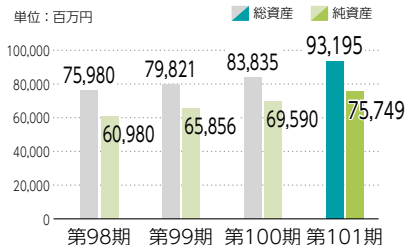
▶ 1株当たり当期純利益

単位：円



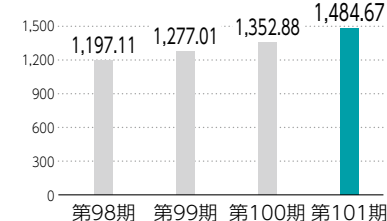
▶ 総資産／純資産

単位：百万円



▶ 1株当たり純資産額

単位：円



2. 当社の財産および損益の状況の推移

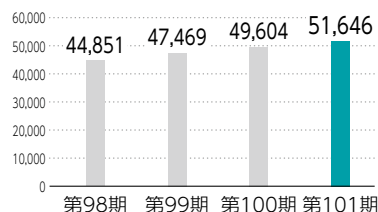
区 分	第98期 平成27年3月期	第99期 平成28年3月期	第100期 平成29年3月期	第101期 平成30年3月期
売上高 (百万円)	44,851	47,469	49,604	51,646
営業利益 (百万円)	4,899	5,095	5,393	5,887
経常利益 (百万円)	5,658	5,939	6,151	6,696
当期純利益 (百万円)	3,780	3,666	4,517	4,944
1株当たり当期純利益 (円)	80.85	78.41	96.62	105.75
総資産 (百万円)	57,106	60,939	63,972	71,407
純資産 (百万円)	49,696	52,331	55,320	60,497
1株当たり純資産額 (円)	1,062.86	1,119.24	1,183.22	1,293.98

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算定しております。
2. 当社は、平成29年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第98期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益を算定しております。

(ご参考)

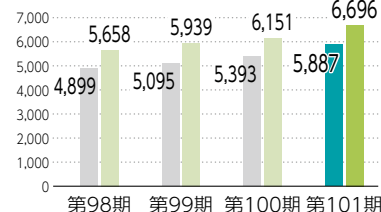
売上高

単位：百万円



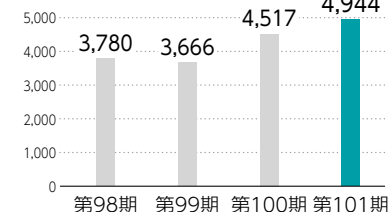
営業利益／経常利益

単位：百万円



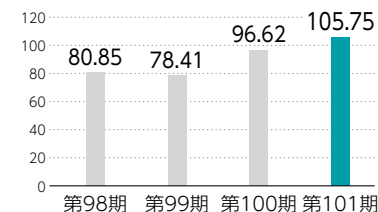
当期純利益

単位：百万円



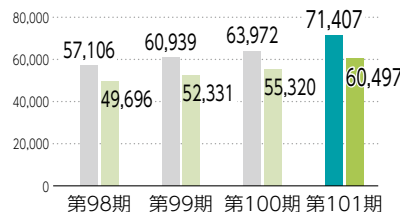
1株当たり当期純利益

単位：円



総資産／純資産

単位：百万円



1株当たり純資産額

単位：円



⑥ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ピアセラボ	百万円 100	% 100.0	化粧品等の販売
MANDOM PHILIPPINES CORPORATION	百万フィリピンペソ 310	100.0	化粧品等の販売
MANDOM CORPORATION (SINGAPORE) PTE. LTD.	千シンガポールドル 600	100.0	化粧品等の販売
MANDOM TAIWAN CORPORATION	百万ニュー台湾ドル 50	100.0	化粧品等の販売
MANDOM KOREA CORPORATION	百万韓国ウォン 2,500	100.0	化粧品等の販売
MANDOM CORPORATION (THAILAND) LTD.	百万タイバーツ 100	100.0	化粧品等の販売
MANDOM CHINA CORPORATION	百万人民元 50	100.0	化粧品等の販売
MANDOM VIETNAM CO.,LTD.	千米ドル 3,000	100.0	化粧品等の販売
MANDOM (MALAYSIA) SDN. BHD.	百万リンギット 10	99.1	化粧品等の販売
ZHONGSHAN CITY RIDA COSMETICS CO.,LTD.	千米ドル 6,000	66.7	化粧品等の製造および販売
PT MANDOM INDONESIA Tbk	百万ルピア 100,533	60.8	化粧品等の製造および販売

(注) 1. 当社の出資比率は小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。
2. MANDOM CORPORATION (INDIA) PVT. LTD.は、現在、事業を休止しております。

⑦ 主要な事業内容

化粧品等の製造および販売を主な事業としております。

⑧ 主要な営業所および工場

名 称		所 在 地
当 社	本社	大阪市中央区
	マーケティング青山オフィス	東京都港区
	技術開発センター・基盤研究所	大阪市中央区
	福崎工場	兵庫県神崎郡福崎町
	販売拠点	札幌市、仙台市、さいたま市、 東京都中央区、横浜市、名古屋市、 大阪市、広島市、福岡市
製造・ 販売会社	PT MANDOM INDONESIA Tbk	インドネシア
	ZHONGSHAN CITY RIDA COSMETICS CO.,LTD.	中国
販売会社	株式会社ピアセラボ	大阪市中央区
	MANDOM PHILIPPINES CORPORATION	フィリピン
	MANDOM CORPORATION (SINGAPORE) PTE. LTD.	シンガポール
	MANDOM TAIWAN CORPORATION	台湾
	MANDOM (MALAYSIA) SDN. BHD.	マレーシア
	MANDOM KOREA CORPORATION	韓国
	MANDOM CORPORATION (THAILAND) LTD.	タイ
	MANDOM CHINA CORPORATION	中国
	MANDOM VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム
	SUNWA MARKETING CO.,LTD.	香港
そ の 他	株式会社エムビーエス	大阪市中央区

(注) MANDOM CORPORATION (INDIA) PVT. LTD.は、現在、事業を休止しております。

(ご参考)



9 従業員の状況

1. 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,694名	32名増

(注) 従業員には、嘱託社員、契約社員およびパート社員は含めておりません。

2. 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
574名	16名増	41.0歳	16.1年

(注) 従業員には、嘱託社員、契約社員およびパート社員は含めておりません。

10 主要な借入先の状況

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2▶ 当社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 81,969,700株
- ② 発行済株式の総数 48,269,212株（うち自己株式1,516,097株）
- ③ 株主数 17,196名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
公益財団法人西村奨学財団	3,600	7.70
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS	2,649	5.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,581	3.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,491	3.19
西村 元延	1,435	3.07
マンダム従業員持株会	1,228	2.63
GOLDMAN, SACHS & CO.REG	788	1.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	744	1.59
GOVERNMENT OF NORWAY	682	1.46
SEB AB FOR AND ON BEHALF OF DIDNER AND GERGE GLOBAL	680	1.45

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
3. 当社は、自己株式1,516,097株を所有しておりますが、上記の表には記載しておりません。
4. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

5 その他株式に関する重要な事項

当社は、平成29年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式の総数は24,134,606株増加いたしました。

6 当社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3▶ 当社の会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（平成30年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	西 村 元 延	PT MANDOM INDONESIA Tbk 監査役
取 締 役 専 務 執 行 役 員	北 村 達 芳	海外事業統括 海外事業企画部、海外事業戦略室担当 PT MANDOM INDONESIA Tbk 監査役会長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	小 芝 信 一 郎	マーケティング統括 第二マーケティング部、第三マーケティング部、 グループマーケティング戦略部、広報部担当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	日 比 武 志	国内営業統括 営業企画部、流通開発部、東日本営業部、西日本営業部担当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	亀 田 泰 明	経営企画・財務、人事・リソース統括 経営管理部、 情報システム部、財務部、法務室、IR室、役員秘書室担当
取 締 役	桃 田 雅 好	CSR推進部、内部監査室担当 兼 内部監査室長
取 締 役	中 島 賢	大阪ガスリキッド株式会社 常勤監査役 夢の街創造委員会株式会社 社外取締役
取 締 役	長 尾 哲	
常 勤 監 査 役	寺 林 隆 一	
常 勤 監 査 役	水 野 博 夫	
監 査 役	辻 村 幸 宏	弁護士 辻村幸宏法律事務所 代表
監 査 役	西 尾 方 宏	株式会社島津製作所 社外監査役 サムコ株式会社 社外監査役 立命館大学大学院 経営管理研究科 教授 公認会計士 西尾公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 平成29年6月23日開催の第100回定時株主総会において、亀田泰明氏が取締役新たに選任され就任いたしました。
2. 平成29年6月23日開催の第100回定時株主総会において、水野博夫氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。
3. 平成29年6月23日開催の第100回定時株主総会終結の時をもって、監査役斉藤嘉昭氏は任期満了により退任いたしました。
4. 取締役中島賢氏および長尾哲氏は、社外取締役であります。
5. 監査役西尾方宏氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役辻村幸宏氏および西尾方宏氏は、社外監査役であります。
7. 当社は、取締役中島賢氏および長尾哲氏ならびに監査役辻村幸宏氏および西尾方宏氏を東京証券取引所が定める上場規程に基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
8. 当社は、社外取締役中島賢氏および長尾哲氏との間において、会社法第427条第1項および定款第24条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
9. 当社は、社外監査役辻村幸宏氏および西尾方宏氏との間において、会社法第427条第1項および定款第32条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

〈ご参考〉役付執行役員および執行役員の状況（平成30年5月1日現在）

当社では、取締役（会）の戦略的な意思決定機能と監督機能を充実強化するとともに、業務執行における機動性の確保と責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。

執行役員は役付執行役員7名と執行役員10名の合計17名で構成されており、取締役を兼務していない役付執行役員および執行役員は、以下のとおりであります。

役 名	氏 名	担 当	役 名	氏 名	担 当
常務執行役員	鈴木 博直	技術・生産統括 購買部、生産戦略室担当	執行役員	内山 健司	商品企画部、 コミュニケーションデザイン部、 第一マーケティング部、 海外マーケティング室担当 兼 コミュニケーションデザイン部長
常務執行役員	有地 達也	PT MANDOM INDONESIA Tbk 代表取締役社長	執行役員	上田 正博	PT MANDOM INDONESIA Tbk 専務取締役
常務執行役員	西村 健	マーケティング統括 第二マーケティング部、 グループマーケティング戦略部、広報部、 新規ビジネス開発室担当	執行役員	田井 淳士	第一チェーンストア営業部、 第二チェーンストア営業部、 第三チェーンストア営業部担当 兼 第二チェーンストア営業部長
執行役員	野仲 昇	PT MANDOM INDONESIA Tbk 専務取締役	執行役員	本郷 良和	第二海外事業部担当 兼 第二海外事業部長
執行役員	渡辺 浩一	PT MANDOM INDONESIA Tbk 専務取締役	執行役員	東 徳仁	福岡工場、生産技術部担当 兼 福岡工場長
執行役員	三戸 武史	総務部、人事部担当 兼 人事部長	執行役員	澤田 正典	情報システム部、財務部担当 兼 財務部長
執行役員	椿原 操	製品保証部、技術開発センター、 基盤研究所、技術戦略室担当 兼 技術開発センター所長			

② 取締役および監査役の報酬等の額等

① 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8 名 (2)	276 百万円 (24)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (2)	50 (14)
合 計 (うち社外役員)	13 (4)	326 (38)

- (注) 1. 株主総会の決議（平成18年6月23日開催の第89回定時株主総会第4号議案）による取締役の報酬額は、年額450百万円以内であります。
2. 株主総会の決議（平成17年6月24日開催の第88回定時株主総会第5号議案）による監査役の報酬額は、年額70百万円以内であります。
3. 取締役の報酬等の総額には、取締役5名（社外取締役を除く）に対する当事業年度（平成30年3月期）にかかる業績を反映した変動役員報酬引当金の繰入額84百万円を含んでおります。

② 会社役員の報酬額決定に関する方針

1. 当社の業務執行取締役の報酬は、「健全性と透明性の確保」を前提とした「効率性の追求」を行うことにより、経営計画を達成し、企業価値の向上を図るために、職務専念の安定のために必要な固定報酬を設定した上で、業績との連動性を高め、モチベーションの高揚を促すためのインセンティブとしての業績変動報酬を適正バランスで設定する方針としております。

「固定報酬」は、外部データ等を参照し、役位別に当社グループの経営の対価として妥当な水準を設定しております。

「業績変動報酬」は、前事業年度の業績・計画達成度および当事業年度の事業計画を勘案した業績反映報酬として年間支給額を設定しております。なお、業務執行取締役の個別の支給額については、個別の業績評価の結果に基づき決定しております。

非業務執行取締役（社外取締役を含む）の報酬に関しては、「固定報酬」のみとしております。

2. 当社の監査役報酬は、当社グループのコンプライアンス経営の根幹をなす厳格な適法性監査という重要な役割と責任に照らし適正な水準を設定することに

より、企業価値の維持・向上を図ることを方針としております。

監査役の報酬については、監査役の役割と責任において業績に関係なく厳格な適法性監査を求められることから、業績に左右されない「固定報酬」部分のみから構成されます。

③ 会社役員の報酬額および報酬額決定に関する方針の決定方法

1. 取締役の報酬額は、半数以上が社外役員から構成される「報酬委員会」による審議・答申を経て、これに基づき、株主総会にて承認を受けた報酬枠内において、取締役会決議により決定しております。

また、取締役の報酬額決定に関する方針についても、「報酬委員会」による審議・答申を経て、これに基づき、取締役会決議により決定しております。

2. 監査役の報酬額は、各監査役の能力、監査実績、外部データ等を総合的に勘案し、社外監査役2名を含む監査役間において協議の上決定しております。

また、監査役の報酬額決定に関する方針についても、社外監査役2名を含む監査役間において協議の上決定しております。

③ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役辻村幸宏氏は、辻村幸宏法律事務所の代表を兼任しております。なお、当社と同法律事務所との間には重要な取引その他特別な関係はありません。

監査役西尾方宏氏は、西尾公認会計士事務所の所長を兼任しております。なお、当社と同公認会計士事務所との間には重要な取引その他特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役中島賢氏は、大阪ガスリキッド株式会社の常勤監査役、夢の街創造委員会株式会社の社外取締役を兼任しておりますが、当社と各法人との間には重要な取引その他特別な関係はありません。

監査役西尾方宏氏は、株式会社島津製作所、サムコ株式会社の社外監査役および立命館大学大学院 経営管理研究科 教授を兼任しておりますが、当社と各法人との間には重要な取引その他特別な関係はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

当該事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

1. 取締役会および監査役会への出席状況

				取 締 役 会 (13回開催うち臨時1回)	監 査 役 会 (13 回 開 催)
				出 席 回 数	出 席 回 数
取 締 役	中 島	賢		13回	—
取 締 役	長 尾	哲		13回	—
監 査 役	辻 村	幸 宏		13回	13回
監 査 役	西 尾	方 宏		13回	13回

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

2. 取締役会における発言状況

- ・取締役中島賢氏は、長年にわたる企業経営および各種団体の理事等の豊富な経験に基づき、大所高所から、経営戦略やコーポレートガバナンスなど幅広い事項につき、適宜、適切な提言・助言を行っております。
- ・取締役長尾哲氏は、長年にわたりグローバルに事業展開する企業の経営および経済団体の要職を歴任した豊富な経験に基づき、大所高所から、経営戦略やコーポレートガバナンスなど幅広い事項につき、適宜、適切な提言・助言を行っております。
- ・監査役辻村幸宏氏は、弁護士としての専門的見地から、厳格な適法性監査を全うすべく、コンプライアンス面はもとよりコーポレートガバナンス全般にわたり、適宜、適切な発言を行っております。
- ・監査役西尾方宏氏は、公認会計士としての会計監査に関する豊富な専門知識、経験と知見に基づき、適法性監査に関する発言はもとより、客観的株主視点から、適宜、グループ全体のコーポレートガバナンス強化に資する適切な発言を行っております。

3. 監査役会における発言状況

- ・監査役辻村幸宏氏は、弁護士としての専門知識と経験に基づき、監査の方法その他監査役の職務の

執行に関する事項について、独立的立場から、適宜、適切な発言を行っております。

- ・監査役西尾方宏氏は、公認会計士としての専門知識と経験に基づき、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について、独立的立場から、適宜、適切な発言を行っております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

1. 当社は、社外取締役中島賢氏および長尾哲氏との間において、会社法第427条第1項および定款第24条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1,000万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。
2. 当社は、社外監査役辻村幸宏氏および西尾方宏氏との間において、会社法第427条第1項および定款第32条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1,000万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い金額としております。

4▶ 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人に対する報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由

① 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	38百万円
当社および子会社が支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	—

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、PT MANDOM INDONESIA Tbkは、SATRIO BING ENY & REKANの監査を受けております。

- ② 監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結

果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意をしております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人による重大な法令違反や公序良俗に反する行為があった場合など当社の会計監査業務に重大な支障を来たと認められる場合、その他当社の監査体制の適正性または効率性の確保のため必要と認めるときは、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当し、当社の会計監査業務に重大な支障を来たと認められる場合には、監査役全員の同意によって、会計監査人を解任します。この場合、解任後最初に招集される株主総会においてその旨を報告します。

5▶株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について特に定めておりません。

6▶剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策として位置付け、中長期的な事業拡大、新規事業開拓および企業リスク対応のための内部留保に配慮しつつ、配当金による株主還元を優先的に実施することを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、既存事業拡大のための設備投資、海外投資、研究開発投資等、企業価値向上のための戦略的投資に活用するとともに、様々な企業リスクに対応するためのセーフティネットとして位置付けております。

また、株主還元策および資本効率の改善策として、自己株式の取得を選択肢として視野に入れ、検討してまいります。

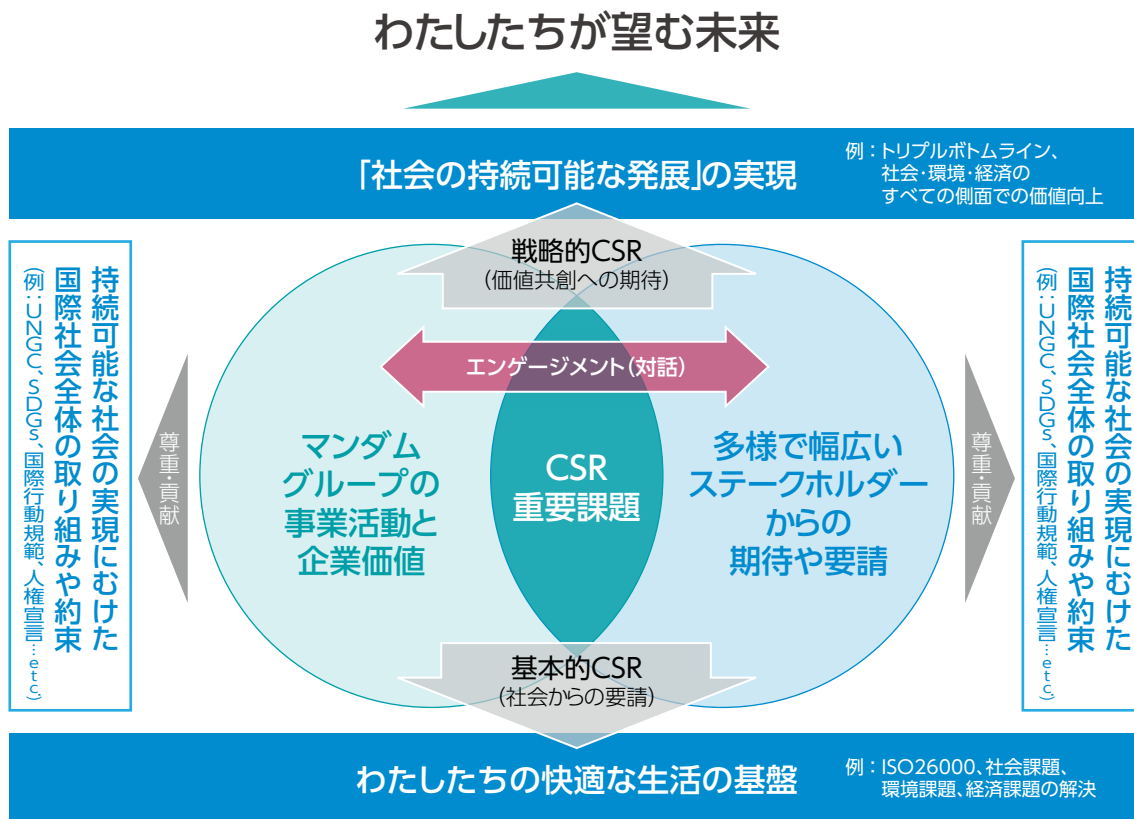
配当金に関する数値目標につきましては、特別な要素を除いた連結ベースでの配当性向40%以上としております。なお、第101期（平成30年3月期）の年間配当金は、1株当たり59円（連結配当性向45.3%）を予定しております。

（注）当社は、平成29年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記の連結配当性向は、株式分割後の基準にて算出した数値となります。
なお、株式分割前基準にて換算した場合、1株当たりの配当金は、中間配当金49円、期末配当金69円（うち、記念配当金20円を含む）となり、合計で118円となります。

マンドムグループCSRの取り組み

■ CSRの考え方とCSR指針

マンドムグループのCSRの考え方をまとめるにあたり、マンドムグループの企業理念体系や特定分野の理念・方針などの社内の価値観・価値基準と、「国連グローバル・コンパクトの10原則」や「SDGs」、国際行動規範など国際社会全体の枠組みとの関連づけを行いながら、CSRの考え方と「ISO26000」の7つの中核主題別での取り組みの方向性を、以下の通りに整理しました。



備考

UNGC：国連グローバル・コンパクト（GCNJ：グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン）
SDGs：持続可能な開発目標

組織統治

経営の「公正性」、「透明性」の維持とさらなる向上を目指すとともに、法令遵守を超えてステークホルダーの安全と利益の保護に全力を尽くしてまいります。

人権

国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重するとともに、人権侵害に加担することがないように自らの事業活動の各段階を通じて、継続的な監視と教育に努めてまいります。

労働慣行

社員を「企業の財産」すなわち「人財」と位置づけ、社員一人ひとりが個性を発揮でき、安全かつ衛生的な職場の環境づくりに継続的に取り組んでまいります。

環境

製品・サービスの開発から調達、生産、輸送、販売、使用後まですべての段階で環境への影響を配慮した事業活動と負荷低減に継続的に取り組んでまいります。

公正な事業慣行

「持続可能な社会の発展」を共通の目的として、取組先と良好なパートナーシップを構築するとともに、事業活動を通じて社会的な責任を果たしてまいります。

消費者課題

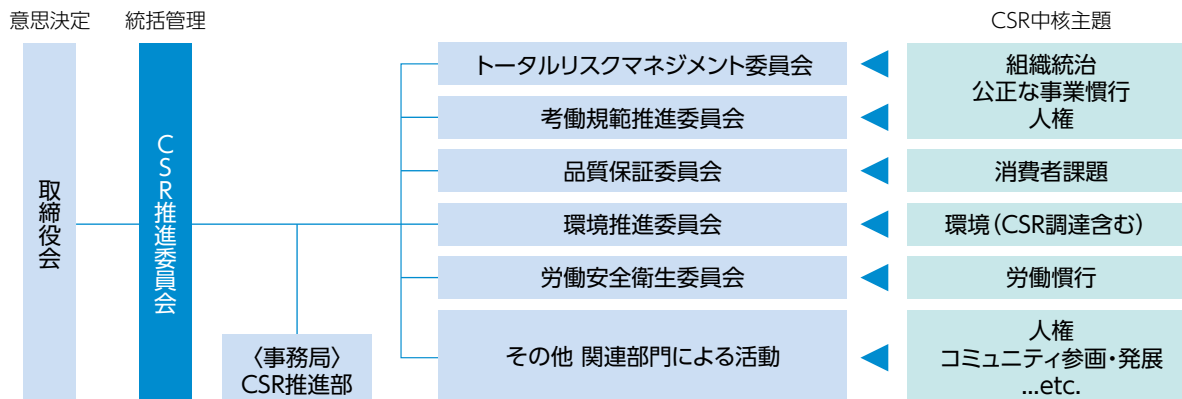
お客さまの声を事業活動に活かして、生活者の視点で、製品とサービスのベネフィット（利便性）の向上や安全・安心の確保などを追求してまいります。

コミュニティへの参画およびコミュニティの発展

「社会の持続可能な発展」と「持続可能な事業成長」にむけて、地球規模の視点で社会課題をとらえ、その解決にむけた「お役立ち考働」を行ってまいります。

CSR推進体制

わたしたちは、CSR推進体制の強化を目的として、社長執行役員を委員長とする「CSR推進委員会」を設置し、マダングループのCSR推進の考え方をまとめるとともに、関連する5つの委員会や会議などを通じて関係部門との協議を行いながら、CSR考働の強化とCSR重要課題の進捗管理を行っています。



連結計算書類

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・
計算書類

監査報告書

連結貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	
現金及び預金	13,143
受取手形及び売掛金	10,624
有価証券	22,799
商品及び製品	7,839
仕掛品	433
原材料及び貯蔵品	2,487
繰延税金資産	886
その他	1,052
貸倒引当金	△20
流動資産合計	59,247
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	10,543
機械装置及び運搬具	5,427
工具、器具及び備品	1,001
土地	510
リース資産	9
建設仮勘定	774
有形固定資産合計	18,267
無形固定資産	
ソフトウェア	1,365
その他	851
無形固定資産合計	2,216
投資その他の資産	
投資有価証券	12,010
繰延税金資産	325
その他	1,138
貸倒引当金	△11
投資その他の資産合計	13,463
固定資産合計	33,947
資産合計	93,195

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	
支払手形及び買掛金	1,744
短期借入金	272
未払金	5,592
未払法人税等	1,184
賞与引当金	924
変動役員報酬引当金	84
返品調整引当金	239
その他	1,713
流動負債合計	11,755
固定負債	
繰延税金負債	2,387
退職給付に係る負債	2,321
その他	982
固定負債合計	5,690
負債合計	17,445
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	11,394
資本剰余金	11,235
利益剰余金	47,966
自己株式	△1,866
株主資本合計	68,729
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	5,419
為替換算調整勘定	△4,467
退職給付に係る調整累計額	△269
その他の包括利益累計額合計	683
非支配株主持分	6,336
純資産合計	75,749
負債純資産合計	93,195

連結損益計算書 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金	額
売 上	高 価		81,386
売 上	原 価		36,550
売 上 総 利 益			44,836
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			36,379
営 業 利 益			8,457
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	263		
受 取 配 当 金	118		
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	307		
為 替 差 益	7		
そ の 他	203		900
営 業 外 費 用			
売 上 割 引	22		
支 払 補 償 費	49		
そ の 他	22		94
経 常 利 益			9,264
特 別 利 益			
特 定 資 産 売 却 益	10		10
特 別 損 失			
特 定 資 産 売 却 損	3		
特 定 資 産 除 却 損	51		55
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			9,218
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,511		
法 人 税 等 調 整 額	32		2,544
当 期 純 利 益			6,674
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			587
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			6,086

計算書類

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類・計算書類

監査報告書

貸借対照表 (平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	
現金及び預金	3,950
売掛金	5,644
有価証券	22,799
商品及び製品	3,393
仕掛品	135
原材料及び貯蔵品	966
前払費用	411
繰延税金資産	553
その他の流動資産	69
流動資産合計	37,924
固定資産	
有形固定資産	
建物	5,986
構築物	154
機械及び装置	3,158
車両運搬具	25
工具、器具及び備品	546
土地	592
一社資産	9
建設仮勘定	257
有形固定資産合計	10,730
無形固定資産	
商標	2
ソフトウェア	956
ソフトウェア仮勘定	777
電話加入権	15
無形固定資産合計	1,751
投資その他の資産	
投資有価証券	11,315
関係会社株式	7,552
関係会社出資金	1,672
従業員長期貸付金	40
長期前払費用	28
前払年金費用	2
その他の投資その他の資産	399
貸倒引当金	△11
投資その他の資産合計	21,000
固定資産合計	33,482
資産合計	71,407

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	
買掛金	1,300
一時預金	5
未払金	3,999
未払消費税等	181
未払法人税等	857
前払金	0
前払費用	106
繰上り受取金	2
賞与引当金	845
退職給付引当金	84
商品除却引当金	218
流動負債合計	19
流動負債合計	7,623
固定負債	
繰上り延税引当金	5
繰上り退職給付引当金	2,153
繰上り長期貸付金	403
繰上り長期貸付金	260
繰上り長期貸付金	23
繰上り長期貸付金	440
固定負債合計	3,286
固定負債合計	10,910
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	11,394
資本剰余金	11,235
資本剰余金	0
資本剰余金	11,235
利益剰余金	562
利益剰余金	457
利益剰余金	7
利益剰余金	19,800
利益剰余金	13,488
利益剰余金	34,315
利益剰余金	△1,866
株主資本合計	55,078
株主資本合計	
評価・換算差額等	5,418
評価・換算差額等	5,418
純資産合計	60,497
負債純資産合計	71,407

損益計算書（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

科	目	金	額
売	上		51,646
売	上		22,725
	原		
売	上		28,920
販	費		23,033
及	び		
一	般		
管	理		
費			
営	業		5,887
	利		
	益		
営	業		
	外		
	収		
	益		
受	取	0	
利	息		
有	価	2	
証	券		
利	息		
受	取	734	
配	当		
金			
そ	の	122	860
他			
営	業		
	外		
	費		
	用		
為	替	7	
差			
損			
関	係	22	
会	社		
人	件		
費	負		
担	金		
支	払	9	
補	償		
費			
そ	の	11	51
他			
経	常		
	利		
	益		6,696
特	別		
	利		
	益		
特	固	4	4
	定		
	資		
	産		
	売		
	却		
	益		
特	別		
	損		
	失		
固	定	3	
資	産		
売	却		
損			
固	定	29	33
資	産		
除	却		
損			
税	引		
前	当		
期	純		
利	益		6,667
法	人	1,660	
税、	住		
民	税		
及	び		
事	業		
税			
法	人	63	1,723
税	等		
調	整		
額			
当	期		
純	利		
益			4,944

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月5日

株式会社マンダム
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉	村	祥二郎	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平	田	英之	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マンダムの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マンダム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月5日

株式会社マンダム
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 村 祥二郎	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平 田 英 之	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マンダムの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月8日

株式会社マンドム 監査役会

常勤監査役	寺	林	隆	一	㊞
常勤監査役	水	野	博	夫	㊞
社外監査役	辻	村	幸	宏	㊞
社外監査役	西	尾	方	宏	㊞

第101回 定時株主総会 会場ご案内図

昨年と会場が変わりましたので、ご注意ください。

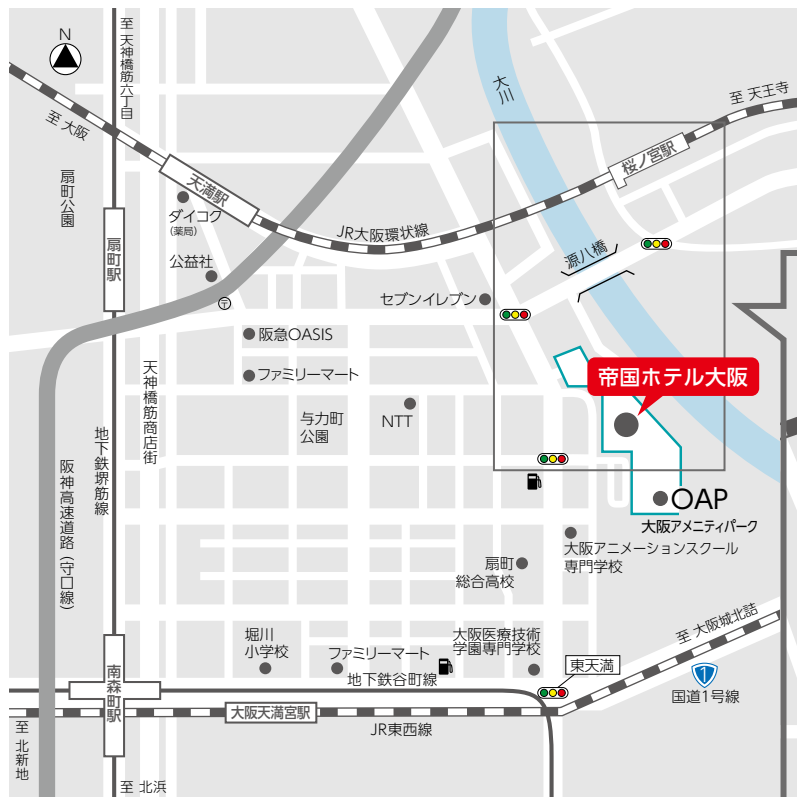


株主総会 会場

大阪市北区天満橋一丁目8番50号

帝国ホテル大阪

3階 エンパイアルーム



◎ お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



交通の
ご案内

JR大阪環状線

桜ノ宮駅 西口より

徒歩約6分

JR東西線

大阪天満宮駅 JR1号出入口より

徒歩約14分

地下鉄堺筋線

扇町駅 4号出入口より

徒歩約15分

地下鉄堺筋線または谷町線

南森町駅 3号出入口より

徒歩約15分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。